

石川町在宅育児支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育施設を利用せずに在宅で子どもを育児している保護者に対し、在宅育児支援金（以下「支援金」という。）を交付することで、経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で産み育てることができる環境づくりを目的に、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳幼児 町内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住所をいう。以下同じ。)を有し、生後6箇月を経過した日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)第6条に規定する保護者をいう。
- (3) 保育施設等 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第1項に規定する特定教育・保育施設、法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の施設、児童福祉法第6条に規定する児童館及び児童福祉法第35条の認可を受けていない施設で、同法第59条の2に基づき設置届出をしている施設

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 保育施設等を利用していない対象乳幼児を在宅で育児している保護者
- (2) 町内に住所を有し、対象乳幼児と生計を同一にしている保護者
- (3) 町税及びその他町の徴収金の滞納がない者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象乳幼児1人につき月額10,000円とする。

(交付期間)

第5条 支援金の交付期間は、平成31年4月から令和6年3月までとする。

(交付対象の期間)

第6条 支援金の交付となる対象乳幼児は、各月15日以上の対象日を必要とする。

(支援金の支給方法等)

第7条 支援金は、4月から9月までの上半期分を10月に、10月から3月までの下半期分を4月に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(支援金の申請)

第8条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石川町在宅育児支援金申請書兼請求書(様式第1号)を町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、その適否を審査し、
適当と認めるときは、石川町在宅育児支援金交付決定通知書（様式第2号）
により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、石川町在宅育児支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第10条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、様式第1号により請求しなければならない。

(支給要件の調査)

第11条 町長は支援金の支給を決定するために必要があるときは、支給要件の確認に必要な範囲において、調査し必要な書面の提出を求めることができる。

2 申請者が前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。

3 町長は、申請者が調査等を拒んだことにより、支給要件の確認が困難なときは、支援金の支給決定を行わないものとする。

(支援金の取り消し及び返還)

第12条 町長は、支援金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、石川町在宅育児支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知し、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、町長が支援金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、石川町在宅育児支援金返還命令書（様式第5号）を通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。なお、第12条に規定する支援金の取り消し及び返還については、同日以後もその効力を有する。